

特 記 仕 様 書

業 務 名：匝瑳市横芝光町消防組合消防本部及び匝瑳消防署消防庁舎建替整備事業用地測量業務委託

委託場所：千葉県匝瑳市横須賀地先

第1章 総則

1. 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部及び匝瑳消防署消防庁舎建替整備事業を実施するために必要な現地測量及び用地測量を行うことを目的とする。

2. 仕様書の適用範囲

本業務の実施に当たっては、本仕様書の他に「測量・地質調査・設計業務共通仕様書（令和6年10月改定）」及び「千葉県公共測量作業規程（令和7年3月一部改正）」を適用するものとする。

3. 準拠する法令等

業務の施行に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令に基づいて実施するものとする。

- （1）測量法（昭和24年法律第188号）
- （2）千葉県公共測量作業規程（平成20年国土交通省公共測量「作業規程の準則」）
- （3）その他関係法令並びに諸規則等

4. 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって、本業務の意図及び目的を十分理解した上で本業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

5. 業務の指示及び監督

- （1）受注者は、業務を施行するに当たり、当該契約に基づき、発注者が定める監督職員と密に連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）受注者は、本業務に着手するときは、各作業の基本方針について、発注者と協議するものとする。

6. 情報管理及び情報保護対策

本業務で取り扱う情報については、個人情報をはじめ、発注者より貸与された全ての資料及び情報を適正に管理しなければならない。

7. 実施計画書・工程表

受注者は、本業務の目的、内容、納期等を勘案し、適切な人員編成・配置を検討した実施計画書及び業務工程表を作成して監督職員の承諾を受けなければならない。

8. 官公庁等の手続

本業務に必要な関係官公庁等に対する手続は、監督職員と打合せの上、受注者においてその手続をしなければならない。

9. 土地の立入り

受注者は、測量業務の実施に当たり、私有地に立ち入る場合は、身分証明書を随時携帯し、関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

10. 損害の負担

- （1）目的物の引渡前に生じた契約目的物及び貸与物件に係る損害については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による損害については、この限りでない。
- （2）受注者は、委託業務の処理に当たり、また、この契約に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、その責めを負わなければならない。ただし、その損害が天災地変その他不可抗力による場合は、その負担につき発注者と受注者が協議して定める。

11. 事故の防止

現場測量は、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を守り、円滑にこれを行なわなければならない。事故損傷等が生じた場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1 2. 疑義

受注者は、業務の施行上、必要と認められるもので本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

1 3. 成果品に対する責任の範囲

発注者は、業務完了後といえども、受注者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正、報告を行なわなければならない。これに要する経費は、受注者の負担とする。

1 4. 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て発注者とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

1 5. 秘密の保持

受注者は、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の履行に用いた資料を発注者の承諾を得て使用する場合を除き、転写又は閲覧若しくは貸出しを行なってはならない。

1 6. 資料の貸与

本業務の実施に当たり、発注者の所有する必要な資料を貸与するものとする。なお、貸与された資料については、万全の注意を払い管理し、業務完了後は直ちに返却するものとする。

1 7. 打合せ協議

業務着手時、中間、成果物納入時の3回を原則とする。主要な打合せには、主任技術者が出席するものとする。なお、対外協議に際し、その資料作成及び参加を求めることがある。

1 8. 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者による成果品の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

1 9. 納期

納期は、業務着手の日より、令和8年3月31日までとする。なお、納期内であっても業務のうち、完成したものについて提出を求める場合がある。

2 0. 納入場所

本業務による成果品の納入場所は、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部とする。

2 1. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、これを定める。

第2章 業務の内容

業務内容

本業務における測量業務の作業内容については、以下のとおりとする。なお、業務上必要と認められる作業が生じた場合は、調査職員との協議を行い変更することができる。

作業内容	数 量	備 考
基準点測量		
4 級基準点測量	7 点	伐採なし/永久標設置なし/耕地・平地
水準測量		
3 級水準測量観測	1. 0km	道路上/耕地・平地
現地測量		
現地測量	1 式	A=0. 014k m ² /S=1:500/耕地・平地
用地測量		
作業計画	1 業務	
現地踏査	1 業務	耕地
公図等の転写	1. 4ha	耕地
地積測量図転写	1. 4ha	耕地
土地の登記記録調査	1. 4ha	耕地
権利者確認調査（当初）	1. 4ha	耕地
公図等転写連続図作成	1. 4ha	
復元測量	0. 4ha	耕地
境界確認	0. 4ha	耕地
土地境界確認書作成	0. 4ha	耕地
境界測量	0. 4ha	耕地
境界点間測量	0. 4ha	耕地
面積計算	0. 8ha	耕地
用地実測図原図作成	0. 8ha	S=1:500
用地平面図作成	0. 8ha	S=1:500
土地調書作成	0. 8ha	耕地
公共用地管理者との打合せ	1 業務	耕地
依頼書作成	0. 25km	
協議書作成	0. 25km	

第3章 成果品

測量業務(提出物)

測量成果簿（原本1部・副本1部・A4版ファイル） 1式

※上記の成果品については電子媒体（CD-R等）に保存して1部提出すること。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上決定すること。